

令和7年稲敷市農業委員会第4回総会

〔4月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第4条（届出）について
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 7 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 8 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程 9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
7番	篠崎惣壽君	17番	坂本富男君
8番	村松清美君	18番	川島昇君
9番	坂本和夫君	19番	根本脩君
10番	村山文雄君		

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	宮本祐司君
農業委員会事務局係長	坂本証君
農業委員会事務局主査	久保田健夫君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和7年4月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は19名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん11名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は10番村山文雄委員、11番墳本典勇委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから16ページまでの19件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、そ

それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第4条（届出）について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第4条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第4条（届出）」について報告いたします。

議案書17ページでございます。農地法第4条第1項第8号の規定に基づく、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用のための届け出2件でございます。申請番号1番、江戸崎字田宿下、田3筆、畑1筆、2,904㎡について、農業用資材置場、作業場として利用するものです。申請番号2番、江戸崎字新山、畑1筆、213㎡について、駐車場用地として利用するものです。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書18ページから49ページまでの73件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から72番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号73番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、双方からの合意解約によるものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 50ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転5件、贈与による所有権移転1件、賃貸借権の設定6件、使用貸借権の設定3件でございます。

申請番号1番 浮島字尾島、田1筆、3,000㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号2番 神宮寺字神宮寺、田1筆、2,425㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号3番 結佐字流作、田2筆、3,988㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号4番 押砂字外野、田1筆、1,292㎡についてでございますが、受人が使用貸借権を更新するものでございます。

申請番号5番 四ツ谷字上割、田5筆、12,454㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接し耕作便利のため使用貸借権を設定するものでございます。

申請番号6番 江戸崎字小角、畑1筆、11,915㎡についてでございますが、譲渡人が高齢のため、使用貸借権を設定するものでございます。

申請番号7番 清久島字大浦、他1地区、田2筆、1,999㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため買い受けるものでございます。。

申請番号8番 高田字御城、畑1筆、195㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号9番 高田字下谷津、田3筆、1,913㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号10番 上之島字堤外、田1筆、6,108㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接しており、耕作便利のため譲り受けるものでございます。

申請番号11番 西代字北田、畑1筆、296㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号12番 本新、田2筆、畑1筆、17,803.73㎡についてでございますが、受人が賃貸借権を更新するものでございます。

申請番号13番 本新、田2筆、16,828㎡についてでございますが、受人が賃貸借権を更新するものでございます。

申請番号14番 羽賀浦字水神、田1筆、2,972㎡、

申請番号15番 中島字後田、田1筆、1,929㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたし

ます。申請番号1番、2番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。申請番号1番について、報告いたします。

4月1日に小貫推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、レンコンポンプ8台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号2番について、報告いたします。

4月1日に小貫推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、レンコンポンプ10台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番3番から5番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。申請番号3番、4番、5番について報告いたします。

4月4日に風間推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。両受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、3番はトラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、フォークリフト1台を所有しており、フレコンで出荷しております。4番、5番はトラクター4台、田植機1台、コンバイン3台、乾燥機3台を所有し、従業員が2名おります。農作業従事日数は両受人とも150日以上。調査の結果、両受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。申請番号6番について、報告いたします。

4月2日に清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に自家野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、草刈機1台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号7番について、報告いたします。

4月1日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。また、受人の農地所有適格法人の要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター5台、田植機3台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック6台、トラック2台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号８番、９番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○７番（篠崎惣壽君） ７番篠崎です。申請番号８番について、報告いたします。

４月３日に宮本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は現在ハウスでブドウを栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター１台、田植機１台、乾燥機２台を所有しております。その他はリース、委託であります。農作業従事日数８０日。同一世帯員の農作業従事日数は２９０日。地域調和要件は該当し、水利組合に参加するなど地域農業の一体的な取組み協力するなど、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして申請番号９番について、報告いたします。４月３日に藤巻推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は現在、土地を借りてにレンコンを栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター１台、軽トラック１台、ポンプ４台を所有しております。農作業従事日数は３５０日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号１０番から１３番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○９番（坂本和夫君） ９番坂本です。申請番号１０番について、報告いたします。

４月６日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター１台、田植機１台、コンバイン１台、乾燥機１台、耕運機１台を所有しております。農作業従事日数１８０日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして申請番号１１番について、報告いたします。

４月６日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター１台、田植機は共同で、コンバイン１台、乾燥機１台を所有しております。農作業従事日数は２７０日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして申請番号１２番、１３番について、報告いたします。

４月６日に野口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター５台、田植機１台、コンバイン１台、乾燥機３台、トラック３台を所有しております。農作業従事日数は２５０日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号１４番、１５番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

「なし」との声あり

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 54ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字外馬場、畑1筆、593㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電用地、615Wパネル108枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号2番 江戸崎字中峯、畑2筆、1,189㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル115枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号3番 浮島字和田前、畑1筆、737㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は現在市内のアパートに居住しておりますが、実家と隣接し、将来は両親の面倒もみられる申請地に自己住宅を建築するものでございます。転用計画は、木造2階建て1棟98.54㎡、取水は水道、汚水・雑排水は公共下水へ放流する計画です。

申請番号4番 高田字青宿、畑2筆、1,964㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地、615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号5番 犬塚字八郎次、畑2筆、1,419㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地、590Wパネル168枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る7日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号2番について、去る7日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。

申請番号3番について、去る7日、小貫推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

申請番号4番について、去る7日、藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号5番について、去る7日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり

りで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 56ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付16件でございます。

申請番号1番 浮島字勝木、田2筆、346㎡についてですが、平成8年頃より宅地として利用しており、撮影年月日、平成9年11月1日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号2番 柴崎字竹の内、畑1筆、73㎡

申請番号3番 寺内字愛宕脇、畑1筆、664㎡

申請番号4番 江戸崎字後谷、他1地区、畑2筆、1,324㎡

申請番号5番 江戸崎字小角、田3筆、2,799㎡

申請番号6番 江戸崎字須崎、田1筆、422㎡についてですが、いずれも耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号7番 信太古渡字東区、田1筆、1,771㎡についてですが、平成2年頃より中古自動車展示場として使用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号8番 清久島字清久島、田1筆、180㎡についてですが、平成6年頃より農業用車両置場として使用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号9番 高田字馬場下、他1地区、田2筆、2,119㎡

申請番号10番 高田字山中下、田2筆、783㎡

申請番号11番 高田字山中下、田1筆、1,736㎡

申請番号12番 高田字山中下、田1筆、1,792㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号13番 高田字千葉野、畑1筆、933㎡についてですが、平成2年以前より宅地として使用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号14番 村田字池下、田1筆、690

申請番号15番 村田字池下、田1筆、1,404㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号16番 月出里字花指、畑1筆、2,312㎡についてですが、平成5年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。申請番号1番について、去る7日、吉田委員と小貫推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成8年頃より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番、3番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島昇君） 18番川島です。申請番号2番、3番について、去る7日、遠藤委員と松田推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番から7番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号4番から7番について、去る7日、墳本委員と清原推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、4番から6番については現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。申請番号7番については、平成2年頃より中古自動車展示場として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田和新君） 14番内田です。

申請番号8番について、去る7日、村松委員と中沢推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成2年頃より農業用車両置場として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号9番から13番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

申請番号9番から13番について、去る7日、村山委員と藤巻推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、9番から12番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。申請番号13番については、平成5年頃より宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号14番から15番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号14番から15番について、去る7日、篠崎委員と清原推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査結果、現地はいずれも荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であることから、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号16番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号16番について、去る7日、宮本委員と古渡推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は平成5年頃より宅地として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 8 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。なお、申請番号 1 番から 3 番につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく議事参与の制限に、坂本和夫委員が該当いたしますので、9 番坂本和夫委員の退室を求めます。

（坂本和夫委員退室）

事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 60 ページをお開き願います。

議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

今回は、5 件、9 筆、16,940 m²についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、9 番坂本和夫委員の入室を認めます。

（坂本和夫委員入室）

日程 9 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 62 ページをお開き願います。

議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。再転貸が 3 件、7 筆、15,522 m²の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和7年4月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時50分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

10番 委 員 村 山 文 雄

11番 委 員 墳 本 典 勇